

事業概要およびこれまでの経緯（高層建築物建設事業）

1 事業概要

- (1) 事業名 株式会社村田製作所（仮称）守山新事業所拠点整備事業
- (2) 事業者 株式会社村田製作所 代表取締役社長 中島規巨
- (3) 事業内容 高層建築物の新築の事業
- (4) 事業規模 建築物の高さ 100 メートル未満、
延べ面積約 59,996.46 平方メートル
- (5) 事業実施想定区域 滋賀県守山市浮気町 300 番地 24 他
- (※1) 建築物の高さが 60 メートル以上かつ延べ面積が 50,000 平方メートル以上のため、滋賀県環境影響評価条例の対象事業（別表第 16 号）に該当。

2 手続きの経緯等

(1) 配慮書

- ・送付・受理 令和 4 年 3 月 31 日・4 月 5 日
- ・公告・縦覧 令和 4 年 4 月 12 日～5 月 11 日
- ・住民意見の受付 令和 4 年 4 月 12 日～5 月 11 日
- ・審査会（1 回目） 令和 4 年 4 月 25 日
- ・住民意見に対する
見解等の送付 令和 4 年 5 月 12 日（意見なし）
- ・審査会（2 回目） 令和 4 年 5 月 26 日
- ・知事意見の送付 令和 4 年 7 月 4 日

(2) 方法書

- ・送付・受理 令和 4 年 9 月 30 日・10 月 4 日
- ・公告・縦覧 令和 4 年 10 月 11 日～11 月 10 日
- ・住民意見の受付 令和 4 年 10 月 11 日～11 月 24 日
- ・審査会（1 回目） 令和 4 年 10 月 24 日
- ・住民意見に対する
見解等の送付 令和 4 年 12 月 7 日（意見なし）
- ・審査会（2 回目） 令和 4 年 12 月 19 日

(3) 縦覧場所

- ・滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目 1 番 1 号）
- ・滋賀県南部環境事務所（草津市草津三丁目 14 番 75 号）
- ・守山市都市経済部地域振興課（守山市吉身二丁目 5 番 22 号）
- ・株式会社村田製作所ホームページ
(<https://corporate.murata.com/ja-jp/csr/assessment/moriyama-houhousho>)

滋賀県環境影響評価条例の手続きの流れ (H26.4~)

